

64. 20

移転登録の申請書の取扱い

1. 申請書と証明書との関係について

申請書に記載された事項と申請書に添付する証明書に記載された事項又は特許（登録）原簿に記載された事項と一致しない場合は、特登令第38条及び方式審査便覧70. 30に基づき、申請書の修正が可能であるとき等、登録の申請の不備が補正することができるものであると認めるときは補正を命ずる（特登令第38条1項^{*1}）。また、登録の原因を証明する書面の訂正が必要となるとき等、登録の申請の不備が補正をすることができるものであると認めないときは、その申請を却下する（特登令38条3項^{*1}）。

2. 登録の原因を証明する書面等について

(1) 添付書面

申請書に添付して提出する証明書面については、特許登録令及び特許登録令施行規則に定められている。これは、当該登録の申請が、真正かつ適法になされていることを形式的に証明するため、提出を要求されるものであり、次のものがある。

ア. 登録の原因を証明する書面（特登令29条1項1号^{*1}）

・譲渡証書、譲渡契約書、専用実施権許諾証書等

イ. 相続、合併、会社分割等の登録の原因の発生の事実を証明する書面（特登令35条^{*1}）

・戸籍謄本、住民票、遺産分割協議書、登記事項証明書、権利承継証明書等

ウ. 登録の原因についての第三者の許可等を証明する書面（特登令29条1項2号^{*1}）

・特許権等共有者の同意書、裁判所の許可書等

なお、登録の原因を証明する書面が執行力のある判決であるときは、登録の原因について第三者の許可等を証明する書面等は、申請書に添付する必要はない（特登令29条2項^{*1}）。

また、登録の原因について第三者の許可等を要する場合において、申請書にその第三者が記名し、押印したときは、第三者の許可等を証明する書面を申請書に添付する必要はない（特登令29条3項^{*1}）。

エ. 登録上の利害関係人の承諾書等

オ. 代位原因を証明する書面（特登令31条^{*1}）

カ. 代理権を証明する書面（特登施規13条の5^{*2}）

(2) 特許庁長官が提出を命ずる書面

特許庁長官は、登録の申請の手続について必要があると認めるときは、相

当の期間を指定して次の書面の提出を命ずることができる。

また、特許庁長官は、請求により又は職権で、指定した期間を延長することができる。また、この期間の延長は、その期間が経過した後であっても、特許庁長官が指定した期間の満了の日（当該満了の日が特許法第3条第2項の規定の適用を受けるときにあつては、同項の規定の適用がないものとした場合における当該満了の日）の翌日から2月以内に限り、請求することができる。請求による期間の延長は、期間延長請求書によりしなければならない。

（特登令30条^{*1}、特登施規13条^{*2}）（→04.10、04.12）

ア. 申請人が外国人であるときは、その国籍を証明する書面。

イ. 申請人が外国人である場合において、その外国人の属する国（告示で定める国を除く。）がパリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国又は日本国と特許に関して相互に保護すべきことを約した国でないときは、次に掲げる書面のいずれか一。

（ア）同盟国又は加盟国のうちの一国の領域内に住所又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有するときは、これを証明する書面。

（イ）その外国人の属する国において日本国民に対しその国民と同一の条件により特許権その他特許に関する権利の享有を認めているときは、これを証明する書面。

（ウ）その外国人の属する国において日本国がその国民に対し特許権その他特許に関する権利の享有を認める場合には、日本国民に対しその国民と同一の条件により特許権その他特許に関する権利の享有を認めることとしているときは、これを証明する書面。

ウ. 申請人が法人であるときは、法人であることを証明する書面。

エ. 戸籍若しくは住民票の謄本若しくは抄本若しくは登記事項証明書又はこれに準ずべき書面。

3. 申請書及び添付書面の押印

（1）特許登録令第29条第3項に規定する申請書の印並びに、特許登録令施行規則第10条、実用新案登録施行規則第2条の3及び商標登録令施行規則第4条に規定する様式のうち押印を必要とする添付書面の印は、本人確認できるものでなければならない。具体的には以下ア. 又はイ. の印鑑を使用するものとする。

ア. 実印（法人の場合は登記所に登録済みの印鑑、個人の場合は市区町村に登録済みの印鑑。）

イ. 実印により証明された又は証明することが可能な法人の代表者印（特許庁に対する手続において実印に代えて当該代表者印を使用する旨を（2）イ. により証明された印鑑。）

（2）特許庁に対する手続において新たな印鑑を使用する場合は、以下の印鑑を証明する証明書等を提出しなければならない。

ア. （1）ア.（実印）の場合

印鑑証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあつては、市長又は区長若しくは総合区長とする。）又は登記官が作成するものに限る。作成後3箇月以内のもの。（以下同じ。））

イ．（1）イ．（実印により証明された又は証明することが可能な法人の代表者印）の場合

実印による証明書（代表者印を押印し、特許庁に対する手続において実印に代えて当該代表者印を使用する旨を、証明する日、法人の住所、名称及び代表者名を記載し証明するもの。）及び実印の印鑑証明書

ただし、令和2年特許法施行規則等改正（令和2年12月28日）より前に特許庁に届出を行った印鑑は、（1）に該当しないものであつても、令和3年末までは、印鑑を証明する書面が提出された印鑑として取り扱う。令和4年1月1日以降は、印鑑証明書の提出を求めることがある。

（新規令和3・6）

*¹ 特登令29条、30条、31条、35条、38条：実登令7条、意登令7条、商登令10条において準用（38条1項6号を除く）

*² 特登施規13条、13条の5：実登施規3条3項、意登施規6条3項、商登施規17条3項において準用